

## 事業改善に向けた有識者懇話会（プラスチックアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

### 施策233：児童虐待の防止と社会的養護の推進

主担当部：健康福祉部 子ども・家庭局

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
1 23301 児童虐待対応力の強化	児童虐待等相談対応力強化事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動指標について、「市町と共に取り組んだ件数」ではなく、その中身の達成度を指標とすべきではないか。次期計画ではよく検討して欲しい。</li> <li>●PR活動を進める必要がある。特に、虐待されている状況を自覚していない子どもにとっては、専用電話に電話することが考えられないと思う。虐待する側への勧告も重要だが、虐待される側に直接、伝達する方法を考えるべきではないか。 例)スペインでは、大人の目線と児童の目線で伝える情報が異なるようになっている広告をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町と県児童相談センターとの協議において、改善の達成状況や、達成又は未達成の要因を協議しながら、次の改善につなげていきます。</li> <li>・活動指標「市町と共に取り組んだ件数」については、次期計画に向けて検討します。</li> <li>・子どもに向けた情報の伝達方法、伝達内容について研究を行います。</li> </ul>
2	管理運営費（児童相談センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●肌理の細かい対応のためにもケースワーカーの負担軽減が急務と思われる。民生・児童委員や生活保護のケースワーカーなどとの連携も強化していく欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町の体制強化について要保護児童対策地域協議会の充実を図るとともに、NPO等と連携しながら児童の安全確認と支援の向上につなげます。（児童虐待対応推進事業、市町児童相談体制支援推進事業）</li> <li>・民生委員・児童委員の研修において、子ども虐待防止に果たす役割等について理解促進を図ります。</li> </ul>
3	児童一時保護事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校・園との連携も強化していく欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童について、学校等との情報交換を行っており、今後も一層の連携強化を図っていきます。</li> </ul>
4	0歳児からの保育母子保健連携虐待予防事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃止された事業だが、なぜ3市16か所にとどまったのか原因を把握し、市町との役割分担を含めた県事業のあり方を改めて考えるべきと思う。</li> <li>●相談事業：悩み事によって相談先が違うが、子どもの発達に関して、掛けた先の専門家かなのかどうか不明。東京都職員は子育て系専門の人担当しており、相談、情報発信、ブログなどを充実させている。 →東京都ではHPでさまざまな提案をしている。県民への聞き取り調査から得られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該事業と同等の目的を達成することが可能である、安心こども基金子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業）により市町の支援を継続します。また、妊娠婦に対しては、新たに産前産後のケアについての支援を行います。（産前産後包括支援事業：施策232）</li> <li>・相談事業については、安心こども基金を活用して県が支援する地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業を活用すること等により、事業目的を達成することが可能であると考え、今後も当事業による支援を継続します。</li> </ul>
5 23302 児童虐待の未然防止の推進	安心子ども基金妊娠出産前支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後の事業のあり方を検討するためにも、養育支援訪問事業が、まだ全市町において実施されているわけではない原因を究明してほしい。</li> <li>●行政に足を運ばないといけないとき（年金などの届出を出すとき）を活用してPRが必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育支援訪問事業については現在、7市町で未実施となっていますが、届出を行っていない市町においても保健師による要支援家庭への訪問が行われています。しかし、届出に必要な中核機関を定めた体制整備は重要なことから、引き続き、県内すべての市町が届出を行い実施するよう働きかけていきます。</li> <li>・養育支援訪問事業については、支援が必要と判断した家庭を対象として、適切に実施してまいります。乳児家庭全戸訪問については、各市町において妊娠届出時から説明を行う等、円滑な実施のため周知に努めています。</li> </ul>
6	若年層における児童虐待予防事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ピアサポーターにどれだけの効果があるのかが理解できない。「校2学級のみの実施では一過性のものに終わってしまい継続性に課題があるようと思われるし、また、教師の目のある学校現場での相談では、子どもたちが相談できることにも限界があるのではないかだろうか。別の手段が望まれる。</li> <li>●「隠れ虐待」をみつけるためには、保健所、病院での子ども検診、各種の届けを出す際に、徹底して追求することは虐待する母を見つけ出す手法の一つになるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期ピアサポーターについては、「ご指摘のとおり、広域的に効果を上げるまでは至っておりません。しかしながら、ピアサポーターに期待することは、カウンセラー等相談員でもなく、教員でもない、年齢の近い学生から知識や経験を聞くことで、生徒が共感し、価値観を共有することを目的としています。よって、ピアサポーター養成数、ピア活動実績とともに、実績はまだまだですが、引き続き、他大学でのピアサポーター養成やピア活動の拡大に向け取組を進めています。</li> <li>○虐待の未然防止は、若年妊娠や養育環境が整っていないなど特定妊娠の早期把握、継続支援が重要なことから、県内で統一した妊娠届出時アンケート調査を導入しどの市町においても一定の水準でリスクを有する妊娠を早期に把握し支援につなぐ体制整備に取り組みます。県内の保健所では乳幼児健診は行っていませんが、全ての市町において、乳児家庭全戸訪問、4か月及び1ヶ月児健診、1歳半、3歳児健診が行われており、未受診者についても、状況把握に努めています。</li> </ul>
7	児童入所施設措置費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2・3億円の費用が毎年継続的に県が負担している。法定の費用であり全国平均的な負担となっているようであるが十分内容を精査する必要があると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用は国と県でそれぞれ半額を負担していますが、今後とも児童相談所長が子どもの最善の利益のために適切な措置を行うとともに、措置費の支弁について制度を遵守していきます。</li> </ul>
8 23303 社会的養護が必要な児童への支援	国児学園運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県設置の施設であり、県域全体の児童・生徒が入所してくるにもかかわらず、施設内の学校が市立学校の分校であることによる違和感を覚える。発達障がい児等の入所が増加していることであるが、そうした児童・生徒に対応する特別支援学校は県立であり、国児学園の学校も、県立とすべきではないかと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童自立支援施設の入所対象児童は、児童福祉法で「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童」と定められていますが、障がないの有無や程度についての規定はありません。</li> <li>一方、特別支援学校の入学対象者は、学校教育法で、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者とされており、障がいの程度についても同法施行令に規定がありますが、現在、国児学園に入所中児童で、特別支援学校の入学対象となる程度の障がいを有する児童はおりません。</li> <li>また、学校教育法では、「市町村はその区域内にある児童生徒を就学させるに必要な小学校・中学校を設置しなければならない」とされており、県内各地から児童生徒が来ていることをもって、県立の学校とすることは適当でないと考えます。</li> <li>以上のことから、国児学園に入所している児童生徒への教育は、これまでどおり津市立の小中学校として対応することが適当であると考えます。</li> <li>なお、他県の県立児童自立支援施設で、公教育を併置している施設は、全て所在する市町立小中学校の本校、分校又は分教室となっています。</li> </ul>
9	家庭的養護体制充実支援事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10数年後に施設の本体施設、ゲルニアホーム、重複の割合を1/3ずつ（家庭的ケアの実施率を2/3）にするという目標が、活動指標の「目標項目の説明」等に明記されていなかったため、最初に活動指標を見た時になぜ目標値が100%ではないのかが理解できなかつた。資料の分かりやすさという観点からは、初出箇所に注を記しておいてほしいと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の目標である「家庭的ケアの実施率」は本体施設における小規模ケア化を含んでいます。平成27年度に県の家庭的養護推進計画を策定することとしており、次期計画においては整合を図っています。</li> </ul>

	意見	今後の対応
施策に対する総括的な意見	<p>●「児童虐待の防止に関する法律」（平成12年11月20日施行）の制定によって、虐待について法的根拠ができた。この法律によると、虐待の定義として児童の身体への外傷、又は生じるおそれのある暴行、児童に対するわいせつな行為、さらに児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷虐待を与える苦勤を行うこと、（同法第2条）と規定されている。こうした定義は、刑法上の暴行罪（刑法第208条）のなかで積み上げられてきた暴行の概念・解釈とどのように異なるであろうか。「児童虐待の防止に関する法律」は、刑法の特別法にあたる。この法律の「虐待」と一般法である刑法の「暴行」罪との関係には特別法が一般法に優先される、という原則が適用される。それは、できるだけ刑事法介入を避け、知事の職務権限によって、このような行為に対する通告、出頭要求、立入調査、臨検、捜索などの行政措置を優先させて処理させることに重点を置いた立場である。しかし、被害児童の死亡事例が生じた場合には、刑法法介入に踏み切ることに躊躇すべきではない。</p> <p>●虐待の防止は待ったなしの課題である。この課題については関係部局の迅速な対応が求められる。恐怖と親への本能的期待が混合している物言えぬ児童に対しての暴行は、明確に刑事介入の対象になる。もちろん、刑事介入は公権力による私人への介入であり、慎重でなければならない、ということとも歴史的経緯のなかから十分に読み取ることができる。</p> <p>このため安全が脅かされる場合、第一段階として権限ある公的機関による被害者の身柄確保を最優先に行われなければならない。そのための思惟的スローガンとして掲げたい精神は「子どもは無条件に守られなければならない存在である」との思想の形成である。</p> <p>次に第二段階として被害者の身柄確保後については、児童に関するあらゆる立法（法律・条例など）、経済的援助、教育および医療的観点などによって重層的な支援システムを作り上げる必要がある。</p> <p>県は、この度、子ども・家庭局に子ども虐待対策室を設置した。その立場は、虐待対策という知事からの特命を帯びた立場と理解している。虐待対策室が取り組むべき課題は多いため、虐待対策室一人では限界がある。虐待対策室のもとにスタッフを設け、効率よく、組織の壁を超え、果敢に、そして迅速に課題に対処することを求めたい。</p> <p>●死亡事例発生の原因を把握し、その後発防止のための対策をしっかりと実行していくことを望む。</p> <p>●児童虐待による死亡例が2件発生したためC評価とした説明であるが、施策を実行していくプロセスに事業行動の意義があると理解する。それでないと行動目標がぶれてしまい本来の目的が達成されない。</p> <p>●どの施策に対しても、PR方法が古く感じた。各種のSNS（Facebook, Twitter, LINEなど）を利用してはどうか。</p> <p>●県民指標の目標値が100%達成にもかかわらず、C評価となつたということだが、それは目標値の設定が間違っていたことを意味する。数値目標の立て方は「死亡児童=0」にした方が分かりやすかったのではないか。</p>	<p>・児童虐待に対し、一時保護、出頭要求、立入調査、臨検、捜索等必要に応じ、的確に対応しています。</p> <p>・児童虐待対しては、必要に応じ、警察の援助を求めています。今後とも、子どもの命を守ることを最優先に対応していきます。また、子ども虐待対策室は、子育て支援課要保護児童支援班、児童相談センター（法的対応室、市町支援PT）等とともに動いており、一定の体制はできていると考えています。</p> <p>・死亡事例については、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会において検証を行っており、その議論、検証結果を踏まえ、再発防止に取り組んでいきます。</p> <p>・重篤な事件は2度と起こさないという決意を持って、施策目標を「48時間以内の安全確認、を100%実施すること」とし、今後とも児童虐待防止に取り組んでまいりますので、目標の追加は行わないこととします。</p> <p>・ご意見も踏まえ、今後とも適切な啓発の方法について検討します。</p>

注) ○は当初予算要求に反映したものと示しています。